

# 市町村及び検診機関に対する助言方針案

# がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 1 一次検診及び精密検査の受診勧奨

- (現状)・令和4年度の乳がん受診率は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い大きく減少した令和2年度に比べ増加したものの、流行前の令和元年度には及ばない。(資料2)
- ・令和3年度の精検受診率は、子宮頸がん検診において大きく改善したが、県の目標値の90%に達しておらず、引き続き受診勧奨が必要である。(資料2)

(市町村への助言方針案)

- がんの早期発見・早期治療の機会を逸さないよう、一次検診及び精密検査の受診勧奨を強化されたい。
- 令和3年度から開始した子宮頸がん検診の統一運用により報告される検診結果等が活用され、精検受診率の改善につながった。引き続き更なる未把握率及び未受診率の改善を図られたい。
- 各市町村においては、受診者に占める人間ドック(国保等)の割合が高い場合、その精検受診対策の見直しを検討されたい。

(検診機関への助言方針案)

- 市町村との契約内容を確認したうえ、精検受診対策の実施を徹底されたい。

# がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 2 がん検診の実施体制(市町村)

(現状)・市町村チェックリストについて、実施率が低い項目が多く、県全体の実施率が全国下位。(資料3)

- 実施率が低い項目を中心とした次の項目については、すべての市町村で実施されるよう現状の把握と改善を推進することが必要。

### (1) 受診者への説明

- ① 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別に配布しているか※

※検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい

- ② 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しましたか
  - ③ 一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しましたか
- } 県下統一で一覧が作成できている  
子宮頸がん検診に限る

### (2) 精密検査結果の把握

- ① 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認したか
- ② 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか

### (3) 検診機関の質の担保

- ① 委託先検診機関を、仕様書の内容に基づいて選定しているか※

※もしくは仕様書の代わりに、市区町村の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい

- ② 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか



部会からの指導内容の通知に併せて、各市町村の現状と改善計画の調査を実施し、実施率の向上を図る

# 1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 2 がん検診の実施体制(市町村)

### 現状と改善計画の調査のイメージ

市町村チェックリスト未実施事項に関する現状と改善計画について

〇〇市

乳がん

問3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

設問	備考	R4回答		×になっている理由・現状等	改善は可能か	改善可能な場合		改善困難な場合 困難な理由
		集団	個別			改善の方法	改善の時期	
問3-1. 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しましたか	※ 検診機関が資料を作成、配布している場合、市町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されているかは配布を省いてもよい	集団						
問4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨								
問4-2. 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しましたか	※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある	集団						
問4-4. 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか		集団						
		個別						
問6. 検診機関(医療機関)の質の担保								
問6-1. 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しましたか	※ もしくは仕様書の代わりに、自治体(都道府県/市町村)の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい	集団						
問6-1-1. 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしていましたか		個別						
		集団						
		個別						

前ページで示した項目を列挙

令和4年度の実施状況を表示して各市町村へ送付

×になっている項目について、理由や現状・改善の可否・改善が難しい理由を検討してもらい、報告してもらおう

# 1 がん検診に関して市町村及び検診機関が取り組むべき事項について

## 3 がん検診の実施体制(検診機関)

(現状)・検診機関チェックリストにおいて、実施率が低い項目がある。(資料3)

○ 次に掲げる検診機関チェックリストの項目について、未実施の検診機関は実施に向けた検討が必要。

### 【乳がん検診】

#### (1) 問診及び撮影の精度管理

- ① 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていること

### 【子宮頸がん検診】

#### (1) システムとしての精度管理

- ① 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会(自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会)等を設置しているか、もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加していること  
(特に、本部会が開催する子宮がん検診従事者講習会へ積極的に参加すること)
- ② 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していること

## 4 ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の普及啓発

(現状)・令和3年10月にがん検診に関する国指針が改正。乳がん検診においては、自己触診に関する指導を廃止し、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)に関する指導に変更。

- ・本県における乳がんの発見経緯別の進行度は、自覚症状等で発見されたうち限局が50.7%で、他のがんに比べ高い。(資料1)

○ ブレスト・アウェアネスの重要性及び異常がある場合の早期受診等に関する指導を行うこと。